

令和5年度観光情報基盤構築事業委託業務企画提案仕様書

1 業務名

令和5年度観光情報基盤構築事業委託業務

2 業務期間

契約締結日から令和6年3月15日まで

3 業務目的

沖縄では鉄軌道がないため、沖縄を訪れる観光客にバスやモノレールなどの公共交通機関の運行情報、観光施設やホテル等までの移動方法など、観光情報をわかりやすく伝えることで、観光客の利便性・満足度の向上を図る必要がある。

そのため、観光客が必要とする公共交通機関や観光施設等の情報を整理するとともに、大手検索サイトやMaaSなど、観光客が利用する民間サービスにおいて、常に新しい沖縄の観光情報（古い観光情報ではなく、常に新しい観光情報）を提供するため、基盤となる公共交通機関や観光施設等の情報を統一的な様式の基に整備する必要がある。

4 委託業務の内容

(1) 那覇空港における観光情報（公共交通機関等の観光2次交通、観光施設、ホテル等。以下同じ。）の発信に必要な基礎データの収集等の業務

ア 那覇空港到着後、最初に訪れる場所までの移動手段（家族・知人等による自家用車、モノレール、レンタカー、タクシー、バス等）、訪れる先、移動時間などの基礎データの収集及び当該基礎データを踏まえ、那覇空港における必要な観光情報の整理

イ 那覇空港国際線ターミナル地域再編事業（高架道路延伸工事）に伴うバス乗り場等の再編の可能性及びコロナ禍で休止していた国際航空路線の再開に伴うインバウンド観光客の利用増加を踏まえ、那覇空港（施設の中及び外）において、オープンデータを活用したデジタルサイネージなどによる公共交通等の観光2次交通の安定した情報発信方法等（他都道府県における現状を踏まえ、那覇空港における情報発信する内容、設置場所、導入・設置費用、ランニング費用等）の検討及び関係者による勉強会の開催
ウ その他、那覇空港にある観光案内所（国内線・国際線）の相談内容等を踏まえ、那覇空港における観光情報の発信等に必要な業務

(2) 観光2次交通結節点（モノレール駅やバスターミナル、観光施設があるエリア等。以下同じ。）における観光情報の発信に必要な基礎データの収集等の業務

ア 別途実施する観光2次交通結節点機能強化事業の委託事業者と連携し、

観光2次交通結節点までの移動手段、当該観光2次交通結節点から訪れる場所や移動時間などの基礎データの収集及び当該基礎データを踏まえ、観光2次交通結節点における必要な観光情報の整理

イ その他、観光2次交通結節点における観光情報の発信等に必要な業務

(3) 公共交通機関の運行データの収集等の業務

ア 公共交通機関（路線バス（コミュニティバス含む）、モノレール、船舶）の新規路線や新規参入事業者の運行データの収集

イ 公共性の高い移動手段（カーシェアリングステーション等）の位置情報等の継続的な入手方法の検討

ウ データの収集等に向けた関係者による勉強会の開催

(4) 令和4年度において、モデルケースとして実施した宮古・八重山地域における観光資源であるビーチの基礎データ及びオープンデータとして安定的に利活用するための方法について、引き続き、関係者等による勉強会を開催するとともに、沖縄本島におけるモデル地域（北部・中部・南部）を選定のうえ、基礎データの収集に向けた取組を実施する。

(5) 別途実施する観光情報基盤構築補助事業の補助事業者と連携し、整備したオープンデータについて、様々な主体に幅広く活用してもらえよう、効果的な利活用促進に向けた検討を行うこと。

(6) オープンデータやICTを活用した観光客の利便性向上に資するMaaSなどの新しいサービスについて、現状や利用実態を把握するとともに、本事業と連携した取組の可能性を調査する。

<(1)の業務について、提案する内容>

- ・基礎データの収集方法、スケジュール、手段、サンプル数などのほか、調査から得られた基礎データの整理の仕方及び今後の那覇空港における観光情報の発信にどのように活用するかを具体的に提案すること

※那覇空港での調査等については、施設管理者から了解を得ること

- ・那覇空港（施設の中及び外）において、オープンデータを活用したデジタルサイネージなどによる公共交通等の観光2次交通の安定した情報発信方法等（他都道府県における現状を踏まえ、那覇空港における情報発信する内容、設置場所、導入・設置費用、ランニング費用等）を具体的に提案すること、また、必要となる関係者を具体的に提案すること

- ・その他、那覇空港における観光案内所の現状等をふまえ、課題や解決策等を提案すること

<(2)の業務について、提案する内容>

- ・基礎データの収集方法、スケジュール、手段、サンプル数などのほか、調査から得られた基礎データの整理の仕方及び今後の観光2次交通結節点における観光情報の発信にどのように活用するかを具体的に提案すること

※観光2次交通結節点での調査等については、施設管理者から了解を得ること

<(3)の業務について、提案する内容>

- ・運行データの収集、位置情報等の継続的な入手方法の検討、関係者による勉強会について、具体的な方法、スケジュール等を提案すること

<(4)の業務について、提案する内容>

- ・沖縄におけるモデル地域の選定理由、スケジュール等を提案すること

<(5)の業務について、提案する内容>

- ・オープンデータの利活用促進に向けた具体的な方法等を提案すること

<(6)の業務について、提案する内容>

- ・沖縄における MaaS などの状況を踏まえ、連携の可能性等を提案すること

5 業務の実施状況に関する事項

- (1) 本業務の進捗状況を毎翌月 10 日までに沖縄県に報告すること。
- (2) 本業務は、精算条項を設けた概算契約により委託契約を締結しているため業務完了時に、実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額する。

6 事業の成果品及び著作権

- (1) 業務完了報告書として、業務活動報告等を記載した報告書（冊子版 50 部及び P D F 版）を納品すること。あわせて、報告書概要版についても power point 等の電子データにて納品すること。
- (2) 当該成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託事業者の責任をもって処理すること。

7 業務の再委託についての留意事項

- (1) 一括再委託の禁止等について
本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。
また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。
ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。
- (2) 再委託の制限
上記 (1) で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。
 - ① 契約金額の 50 % を超える業務
 - ② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
 - ③ 指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有

する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本業務委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務の範囲は以下のとおりとする。ただし、委託業務の内容そのものの業務ではなく、本業務委託契約の履行に必要な物品の仕入れ、役務の提供など、本業務委託契約を遂行するうえで必要な直接経費であって、第三者において、企画判断や管理運営等を伴わない経費（契約金額が100万円未満に限る）は再委託には該当しない。

- ① データの収集に必要な調査業務
- ② 収集・整理したデータの確認など、第3者による確認が必要な業務
- ③ その他、本事業に必要な業務であって、知事が必要と認めた業務

(4) 再委託の承認について

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、上記(3)の業務のうち、契約金額が100万円未満の業務及び以下に定める業務を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りでない。

- ① 資料の収集・整理
- ② 複写・印刷・製本
- ③ 原稿・データの入力及び集計
- ④ その他、上記以外の簡易な業務であって、県と別途協議を行った業務

8 その他の留意事項

- (1) 本事業は国の補助などを活用して実施するものであり、受託事業者は経理管理にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)に基づき、適正に執行する必要がある。
- (2) 本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書に定めのない事項については、沖縄県と受託事業者双方で協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。